

議案第146号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 陽光園及びふじみ園（第7条～第9条）」

を

「第3節 ふじみ園（第7条～第9条）」

第3節の2 陽光園（第9条の2～第9条の6）」

に改める。

第3条第2項第3号中「陽光園及び」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(3)の2 陽光園

第6条第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)

第5条第6項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)に関する
こと。

第6条中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、
第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第5条第11項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」と
いう。)に関すること(柿生学園に限る。)

(3) 法第5条第13項に規定する自立訓練(以下「自立訓練」という。)
に関すること(くさぶえの家に限る。)

第6条の3の2第1項中「社会福祉法人」を「法人」に改める。

第6条の4第1号中「第6条第1号」の次に「から第3号まで」を加え、
「法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項に規定する支給決定
を受けたものとみなされる旧知的障害者福祉法第15条の12第2項の規定
により施設訓練等支援費の支給の決定を受けている者(第8条第1号におい
て「旧施設訓練等支援費支給決定者」という。)及び」を削り、同条第2号
中「第6条第2号」を「第6条第4号」に改める。

第6条の4の2第1項中「法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設
支援(以下「指定旧法施設支援」という。)、」を削り、同条第2項中第1
号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次
に次の1号を加える。

(3) 法附則第22条第4項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準によ
り算定した額

第6条の4の2第2項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条
第3項中「指定旧法施設支援」を「指定障害福祉サービス」に改め、同条第
4項第1号中「附則第21条第2項」を「第29条第3項」に改め、同項中

第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 法附則第22条第4項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準により算定した額

「第3節 陽光園及びふじみ園」を「第3節 ふじみ園」に改める。

第7条中「陽光園及び」を削り、同条第1号を次のように改める。

- (1) 生活介護に關すること。

第7条第3号を同条第4号とし、同条第2号中「（ふじみ園に限る。）」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援（以下「就労継続支援」という。）に關すること。

第7条の3第1項中「社会福祉法人」を「法人」に改める。

第8条中「陽光園及び」及び「（陽光園にあつては、第2号及び第4号を除く。）」を削り、同条第1号中「第7条第1号」の次に「及び第2号」を加え、「旧施設訓練等支援費支給決定者及び」を削り、同条第3号中「第16条第1項第2号」を「第15条の4」に改める。

第8条の2を次のように改める。

（利用料金）

第8条の2 ふじみ園において指定障害福祉サービス又は指定相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

- (2) 法第32条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

- (3) 法附則第22条第4項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準によ

り算定した額

(4) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

第8条の2の2及び第8条の3を削り、第8条の4を第8条の3とする。

第9条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第2章第3節の次に次の1節を加える。

第3節の2 陽光園

(業務)

第9条の2 陽光園は、次の業務を行う。

- (1) 法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の7に規定する知的障害者授産施設としての業務
- (2) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(利用者)

第9条の3 陽光園を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項に規定する支給決定（前条第1号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者（法附則第19条第1項の規定により法第19条第1項に規定する支給決定を受けたものとみなされる旧知的障害者福祉法第15条の12第2項の規定により施設訓練等支援費の支給の決定を受けている者及び特定旧法受給者を含む。）
- (2) 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により措置された者

(使用料)

第9条の4 陽光園において法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援（以下「指定旧法施設支援」という。）を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 法附則第22条第4項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準により算定した額

(3) 食事の提供及び居住に要する費用として国が定める基準に基づき規則で定める額

（使用料の減免）

第9条の5 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

（利用の制限）

第9条の6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、陽光園の利用を拒むことができる。

(1) 利用者が定員に達したとき。

(2) 使用料を滞納したとき。

(3) 管理上特に支障があると認めるとき。

第18条第1号中「（第22条の10第1号において「旧施設訓練等支援費支給決定者」という。）」を削る。

第22条の4第1号を次のように改める。

(1) 生活介護に関すること。

第22条の8各号を次のように改める。

(1) 施設入所支援に関すること。

- (2) 生活介護に関する事。
- (3) 自立訓練に関する事。
- (4) 短期入所に関する事。
- (5) 相談支援に関する事。
- (6) 診療に関する事。
- (7) 在宅の重度の身体障害者及びその介護者に対する訪問による機能訓練及び介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関する事。
- (8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。

第22条の9の2第1項中「社会福祉法人」を「法人」に改める。

第22条の10第1号中「第3号」を「第4号」に改め、「旧施設訓練等支援費支給決定者及び」を削る。

第22条の14第1項中「指定旧法支援施設、」を削り、同条第2項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 法附則第22条第4項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準により算定した額

第22条の14第2項第5号を同項第4号とする。

第28条の2第2号を次のように改める。

- (2) 就労継続支援に関する事。

第2条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

目次中「第3節の2 陽光園（第9条の2～第9条の6）」を削り、「明望園」を「障害者支援施設めいぼう」に改める。

第3条第2項第3号の2を削り、同項第6号を次のように改める。

- (6) 障害者支援施設めいぼう

第2章第3節の2を削る。

「第6節 明望園」を「第6節 障害者支援施設めいぼう」に改める。

第17条及び第18条を次のように改める。

(業務)

第17条 障害者支援施設めいぼうは、次の業務を行う。

- (1) 施設入所支援に関すること。
- (2) 生活介護に関すること。
- (3) 就労継続支援に関すること。
- (4) 自立訓練に関すること。
- (5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(利用者)

第18条 障害者支援施設めいぼうを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項に規定する支給決定（前条第1号から第4号までに規定する業務に係るものに限る。）を受けた者（特定旧法受給者を含む。）
- (2) 身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項の規定により措置された者
- (3) 知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号の規定により措置された者

第18条の2第1項中「明望園」を「障害者支援施設めいぼう」に、「指定旧法支援施設」を「指定障害福祉サービス」に改め、同条第2項第1号中「附則第21条第2項」を「第29条第3項」に改める。

第19条中「明望園」を「障害者支援施設めいぼう」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

(調整規定)

2 第2条の規定が平成21年4月1日に施行されるときは、川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例は、第1条の規定によってまず改正され、次いで第2条の規定によって改正されるものとする。

参考資料

制 定 要 旨

陽光園を廃止し、その業務を明望園で行うこととともに、明望園を障害者自立支援法に規定する施設入所支援等を行う施設とし、その名称を障害者支援施設めいぼうに変更し、並びに柿生学園、くさぶえの家、ふじみ園及びれいんぼう川崎を障害者自立支援法に規定する生活介護等を行う施設とするため、この条例を制定するものである。